



日本住を快適空間!

ダンネット通信

2015.Spring vol.88

発行：株式会社ダンネット 〒070-8045 北海道旭川市忠和5条4丁目9-17 TEL(0166)61-9151・FAX(0166)61-2044

今月のトピックス

国が省エネ基準義務化へ動き出す

政府はこのほど、大規模な非住宅建築物への省エネ基準適合義務化などを盛り込んだ「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案」を閣議決定し、現在開催中の通常国会に提出。成立すれば2017年4月(一部は2016年4月)の施行が有力で、新築住宅・建築物に対する省エネ基準の段階的な義務化がいよいよ本格的に進みそうです。

まずは大規模非住宅から

この法案は、床面積300㎡以上の大・中規模な住宅・建築物の新築等に省エネ措置の届出を義務付けている省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)を改定し、新たに法制化したもの。床面積2000㎡以上の大規模な非住宅建築物は、新築・増改築時に建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務化されます。

この性能基準は今後政令で定められることとなりますが、基本的に改正省エネ基準(H25年基準)と同じ性能水準を想定しており、事実上、省エネ基準の義務化です。

基準への適合は、所管行政庁に届け出る建築物エネルギー消費性能確保計画(省エネ計画)の内容によって判断され、適合が認められれば適合判定通知書を交付。建築確認申請時にはこの適合判定通知書の提出が必要になります。

また、床面積300㎡以上の建築物は、新築時などに住宅・非住宅にかかわらず省エネ計画の届け出が義務化となります。基準への適合こそ義務化ではありません

んが、基準に適合しない場合、所管行政庁は必要に応じて改善指示等を行います。

このほか、①基準への適合認定を受けた建築物は、適合認定の表示が可能②性能水準を高めた誘導基準も策定し、適合認定を受けた建物は、誘導基準適合のために導入した省エネ設備等の設置スペースを、容積率計算時の床面積から除外一などの措置も盛り込まれています。

戸建ての義務化はまだ内容を検討中

国では2020年度までにすべての住宅・建築物に対する省エネ基準の適合義務化を一昨年6月に閣議決定しており、今後は一般の戸建住宅への適合義務化が気になるところですが、国土交通省住宅局住宅生産課では「戸建住宅や大規模なマンションへの基準義務化を、どのよう

な内容・タイミングで行うかは、まだ議論の余地があり、検討しているところ。大規模な非住宅建築物の適合義務化の状況を見ながら判断していくことになる」と話しており、具体的な内容が決まるのはもう少し先のことになりそうです。



省エネ基準の義務化は大規模な非住宅建築物から始まる(写真はイメージ)

『DAN壁』と『CLT』のコラボ建築

～(協)オホーツクウッドピア・セミナーハウス (北海道北見市)～

ヨーロッパを中心に普及が進んでいる新しい木質構造用部材・CLTを使った躯体に、外断熱外装材『DAN壁』を初めて採用した建物が、このほど北海道北見市に完成しました。CLT建築物は外断熱による施工が適しているだけに、高断熱化と高耐久な外装仕上げが同時にできる『DAN壁』とのコラボレーションはCLTの普及を加速させるきっかけにもなりそうです。

木造建築の可能性を広げるCLT

CLTは「Cross Laminated Timber」の略語で、約20年前にヨーロッパで開発されました。国内では直交集成板と訳されています。ひき板(ラミナ)を繊維方向が直交するように何層も重ねて接着した90～210mmの分厚い大判パネルで、持続可能な木質資源を活かせることに加え、強度、遮音性、耐火性などに優れるのも大きな特徴です。

用途としては3階～10階建ての中層建築に使われることが多く、木造建築の可能性を広げる素材として注目されています。施工はCLTパネル同士を金物とビスで接合して強固な一体型の壁を構成。床もCLTパネルを並べて金物とビスで接合します。鉄筋コンクリート造(RC造)より軽

量で、金物など接合部材もシンプルなため、工期短縮や施工コストの節約も期待されています。

今回完成したCLT建築物は、道産材を利用した住宅用構造材を生産・供給する(協)オホーツクウッドピアのセミナーハウス。延床面積約140㎡の2階建てで、1階が従業員の休憩室、2階はセミナーなどの会場として使用する会議室となります。

国内5棟目、カラマツ利用は全国初

国内ではCLT建築物として5棟目になりますが、使用したCLTは北海道産カラマツ材で作られており、カラマツ利用のCLT建築物は全国初。外壁には30mmのラミナを5層重ねた150mm厚の

CLTを用い、2階の床・天井は7層210mm厚のCLTを使用。室内は内装仕上げを省略してCLT現しとしており、電気配線や換気システムなどは室内に露出した状態となっています。

なお、今回使用されたCLTは幅2.7m×長さ6mのサイズが必要となるため、大判パネルが製造可能な岡山県の製材業者までカラマツを輸送し、パネル化した後、再び北海道まで持ち帰りました。間仕切りなどに使う幅1m×長さ2.7mまでのCLTはオホーツクウッドピアでも製造可能で、この建物でも実際に使用されています。

『DAN壁』100mmで断熱・湿式仕上げ

CLTを使った木造建築物は、在来構法やツーバイフォー工法のような軸間(柱間)が存在しないので、断熱はパネルの室内側か屋外側で行うしかありませんが、室内側だとCLTの木の表情や温もりを活かすことができず、配管・配線が施工の妨げになるなど、CLTを使用するメリットが薄れてしまいます。

そこで今回は外断熱で設計が行われ、高い耐久性・断熱性・意匠性を有し、軽量で躯体に負荷がかからない『DAN壁』の採用が決定。外壁CLTパネルの屋外側に100mm厚で施工を行いました。

『DAN壁』の施工面積は224㎡で、CLTパネルの上に透湿防水シートを張り、窓回りの雨仕舞いを行ってから、一般の住宅と同じようにビス・

ワッシャーで固定しています。『DAN壁』が70mm厚の場合は、長さ100～120mmのコーススレッドビスを使用しますが、今回は100mm厚なので長さ135mmの断熱パネルビスを使用。この断熱パネルビスは、通常のコーススレッドビスよりもビス頭が大きいのですが、ワッシャーを改良していずれのビス頭の大きさにも対応可能としました。『DAN壁』を留め付けるワッシャーは、今後この改良型に切り替わります。

通常、木造建築物を外断熱で施工する場合、断熱材の下地作りなどに手間がかかり、外装材の荷重による垂れ下がり防止も課題となりますが、『DAN壁』であればインパクトドライバーを使いビス留めしていただければ、施工手間を大幅に軽減でき、軽量で通気層も省略できるので、垂れ下がってくる心配はまずありません。CLTパネルは木のかたまりで非常に固いため、ビスの留め付けには労力がかかりましたが、10日ほどで塗り壁仕上げまで終わることができました。

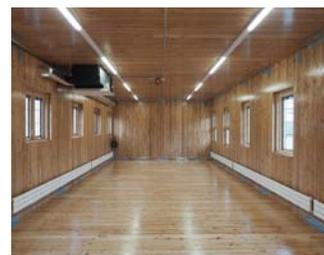
ダンネットの野村秀二常務は「CLT建築物は主に4～5階建ての中層建築を想定してオープン工法化を目指す方向で動いていると聞いています。その動きに『DAN壁』が対応するためには、準耐火構造の認定取得など防火上の課題をクリアする必要がありますが、軽量かつ施工が簡単であるほか、湿式仕上げのテクスチャーも提案できるなど、CLT建築物に『DAN壁』を採用するメリットは非常に大きいのでは」と話しています。



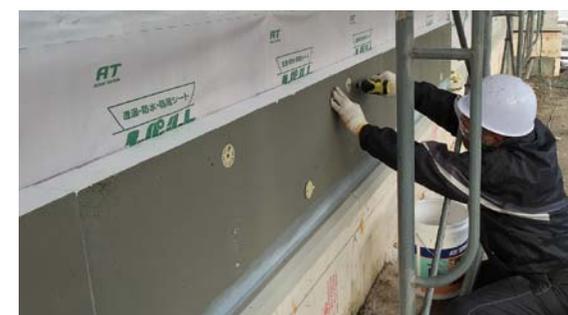
スクウェアなフォルムを『DAN壁』で仕上げたセミナーハウス外観



トップコートはコテ仕上げで表情を付けている



室内はカラマツのCLTパネルをそのまま現し



CLTに『DAN壁』を留め付けるビスは、長さ135mmの断熱パネルビスを使用



ワッシャーもビス頭の大きさの違いに対応できるように改良した



『DAN壁』裏面にCLTの接合金物があたる部分(写真では右端部分)は、EPSを欠き込んで施工(等間隔に入っている溝は排水用)



窓回りは透湿防水シートを巻き込み、さらに専用の気密材を回して雨仕舞いを行う



まだ気温が低い3月中旬～下旬の施工だったため、建物はしっかり養生した

平成 27 年度の税制改正

目玉は“贈与税非課税措置の延長・拡充”

平成 27 年度の税制改正は、「住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置」が延長・拡充されたことが大きなポイント。また、住宅ローン減税はすまい給付金とともに消費増税先送りに合わせて平成 31 年 6 月末まで 1 年半延長されました。

「住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置」は、適用期限を平成 31 年 6 月末まで延長。非課税限度額は住宅の消費税率等によって異なります。例えば消費税率 8% で住宅を取得する場合、今年の入居であれば一般住宅で 1000 万円、質が高い住宅では 1500 万円と、昨年より 500 万円引き上げられ、来年以降は段階的に限度額が引き下げられていきます。一方、消費税率 10% で住宅を取得する場合、平成 28 年 10 月～29 年 9 月の入居であれば一般住宅で 2500 万円、質の高い住宅では 3000 万円となり、その後は段階的に限度額が引き下げられます。

質の高い住宅の要件も、新築では“省エネ性が

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税限度額

契約年	消費税率 10% で取得		消費税率 8% で取得または個人売買で中古住宅取得	
	質の高い住宅	一般住宅	質の高い住宅	一般住宅
平成 26 年			1,000 万円	500 万円
平成 27 年			1,500 万円	1,000 万円
平成 28 年 1 月～			1,200 万円	700 万円
平成 28 年 10 月～	3,000 万円	2,500 万円	1,200 万円	700 万円
平成 29 年 10 月～	1,500 万円	1,000 万円	1,000 万円	500 万円
平成 30 年 10 月～ 31 年 6 月	1,200 万円	700 万円	800 万円	300 万円

高い住宅”と“耐震性が高い住宅”に加え、“バリアフリー性の高い住宅”を追加。リフォームも大規模増改築と耐震改修等に加え、省エネ・バリアフリー・給排水管等の改修が追加されました。

このほか、買取再販事業者が中古住宅を買取り、性能向上リフォームを行って販売する場合に不動産取得税を軽減する措置の創設や、住宅用家屋の所有権保存登記等に係る特例措置の 2 年間延長なども行われています。

●編●集●後●記●

♣いよいよ 4 月から改正省エネ基準 (H25 基準) が完全施行となりました。まだ Ua 値や一次エネルギー消費量の計算に不慣れな工務店様も多いと思いますが、当社でもできる限りサポートさせて頂ければと考えています。(野村)

♣消費税 10% が先送りとなったことで、駆け込み受注への備えが空振りに終わったという声も耳にしました。エンドユーザーの動きもスローペースで、住宅業界はしばらく我慢の日々が続きそうな気がします。(水越)



株式会社 **ダンネツ**

ホームページ URL <http://www.dan-netsu.co.jp/>
E-mail アドレス info@dan-netsu.co.jp

『快適な住まいづくり』はお任せ下さい!

- フローリング工事各種
- 外断熱工事
- 気密工事
- ウレタン吹付工事
- 断熱建材製造販売
- 住宅性能診断

- 本 社 〒070-8045 旭川市忠和 5 条 4 丁目 9-17 TEL(0166)61-9151 FAX(0166)61-2044
- 旭川第一工場 〒071-1248 上川郡鷹栖町 8 線西 2 号 TEL(0166)87-4442 FAX(0166)87-4888
- 旭川第二工場 〒070-0014 旭川市新星町 5 1 4 番地 1 TEL(0166)21-7080 FAX(0166)21-7080
- 札幌支店 〒003-0869 札幌市白石区川下 2 1 2 7 番地 4 TEL(011)875-3966 FAX(011)875-3971
- 旭川支店 〒070-8045 旭川市忠和 5 条 4 丁目 9-17 TEL(0166)62-7575 FAX(0166)61-1715
- 帯広支店 〒080-2460 帯広市西 20 条北 2 丁目 2 7-10 TEL(0155)41-4101 FAX(0155)41-4105
- 釧路支店 〒088-0621 釧路郡釧路町桂木 5 丁目 1 5 TEL(0154)36-1790 FAX(0154)36-1844
- 北見支店 〒099-0878 北見市東相内町 1 7 4 番地 1 6 TEL(0157)36-3557 FAX(0157)36-3433
- 北関東支店 〒362-0047 埼玉県上尾市今泉 1 丁目 2 7-4 TEL(048)783-1666 FAX(048)783-1667
- 千葉支店 〒263-0003 千葉県千葉市稲毛区小深町 1 1 6-1 TEL(043)308-5176 FAX(043)308-5178
- 宇都宮支店 〒321-0932 栃木県宇都宮市平松本町 3 6 2-6 TEL(028)636-1266 FAX(028)636-2675
- 平塚支店 〒254-0018 神奈川県平塚市東真土 4 丁目 2-69 TEL(0463)54-6484 FAX(0463)54-2430
- 仙台事務所 〒983-0037 宮城県仙台市宮城野区平成 2-18-38 TEL(090)1378-5494 FAX(028)636-2675
- ダンネツ信州 〒399-0034 長野県松本市野溝東 1-1-7-1 TEL(0263)26-0811 FAX(0263)26-1016